柔道整復師（接骨院 整骨院）・鍼灸師・マッサージ師の施術を受けるとき

柔道整復　**はり・きゅう**　**マッサージ**

保険が使える場合と使えない場合があります

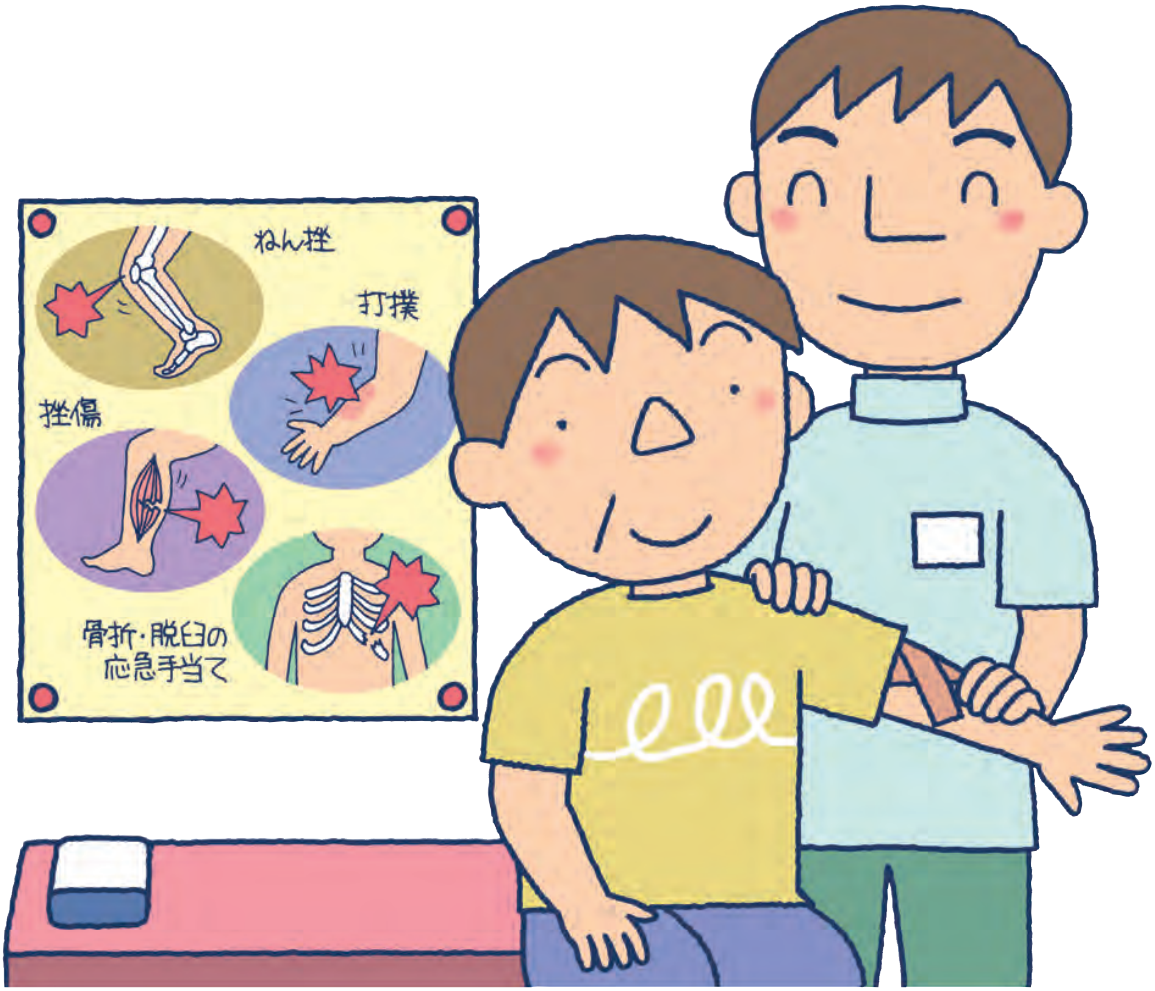

「柔道整復師」の施術を受ける場合、本来、利用者が費用を全額支払ったあとに、後期高齢者医療保険へ「療養費」の支給申請をすることが必要ですが、お医者さんにかかったときと同じように、保険証などを提示し、一部負担金（かかった費用の自己負担割合分）を支払うだけで施術を受けられる「受領委任」が認められています。

ただし、保険が適用される場合には必要な手続きがありますので、詳細は中面をご覧ください。

愛知県後期高齢者医療広域連合

接骨院・整骨院にかかるとき

接骨院・整骨院は、国家資格を持つ「柔道整復師」が施術を行う施設で、保険医療機関（病院、診療所など）ではありませんが、保険医療機関で受診するのと同様に、窓口で保険証などを提示し、一部負担金を支払うだけで施術を受けられる場合がほとんどです。これは、接骨院・整骨院が、患者に代わって、療養費を保険者に請求する「受領委任」が認められているからです。

この場合、患者が療養費の請求を接骨院・整骨院に委任する手続きが必要です。

※接骨院・整骨院・ほねつぎなど、柔道整復師の施術を受けることのできる施設名はいろいろあります。

療養費の受領委任の流れ

! 受領委任をするときの注意

保険を使って接骨院・整骨院にかかり、療養費の請求を接骨院・整骨院に委任するときは、次の点に注意してください。

- **「療養費支給申請書」に記載されている負傷名・負傷年月日・日数・負傷原因・金額が間違っていないかをよく確認してください。**
- **「療養費支給申請書」には、原則として自分で署名または押印することになっています。**
- **領収書を保存する、施術を受けた日をカレンダーや手帳に記入しておくなど、施術の記録を控えておいてください。**

必ず 領収書を発行してもらいましょう

領収書の無料発行が義務づけられていますので、必ず領収書は受け取ってください。

希望すれば明細書も発行してもらえます（有料の場合あり）。

※ただし、福祉医療該当者（自己負担のない方）は除きます。
※領収書は「医療費控除」を受ける際にも必要となりますので、大切に保管してください。

保険が使える場合・使えない場合

接骨院・整骨院で保険を使って施術を受けられるのは、外傷性のけがの場合に限られます。内科的原因によるもの、慢性的な症状などは保険の対象になりません。かかったあとで保険の適用が認められない場合もありますので、注意してください。

保険が使える場合

- ねん挫
- 打撲
- 挫傷（肉離れ）
- 骨折・脱臼（きゅう）の応急手当て

医師の同意がある場合に保険が使えるもの

- 骨折
- 脱臼

保険が使えない場合（左記以外のもの）

- 医師の同意のない骨折・脱臼の施術
- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事中や通勤途上での負傷

! 接骨院・整骨院にかかるときの注意

●負傷の原因を正しく伝えて、保険が使えるかどうか確認しましょう！

外傷性の負傷でない場合、負傷原因が労働災害・通勤災害に該当する場合は、保険の対象となりません（労災保険の対象となります）。

また、交通事故の場合は、お住まいの市区町村または当広域連合に連絡することが必要です。

●保険医療機関で治療中のものは保険が使えません！

同一の負傷について、同時期に保険医療機関の治療と柔道整復師の施術を重複・並行的に受けた場合には、原則として柔道整復師の施術は保険の対象になりません。

※ただし、保険医療機関と連携をとっている場合、保険は使えます。

●施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう！

長い間施術を受けても痛みが続く場合は、けがではなく、病気などによる内科的要因も考えられますので、一度保険医療機関で受診しましょう。

はり・きゅう、マッサージの施術を受けるとき

保険を使うには、医師の同意が必要です

はり・きゅう、マッサージの施術を受けるときには、医師の同意があった場合に限って、保険の適用が認められています。

はり・きゅう

保険が使える場合

- 神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症などの慢性的な痛みのある病気

保険が使えない場合（上記以外のもの）

- 医師の同意書がない場合
- 保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている場合

※上記疾病以外の病名であっても、慢性的な疼痛を主病とする疾患であれば、保険が使える場合もあります。

マッサージ

保険が使える場合

- 筋麻痺（まひ）や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする場合

保険が使えない場合（上記以外のもの）

- 医師の同意書がない場合
- 疲労回復や慰安が目的の場合

※マッサージは原則として病名ではなく症状に対する施術となります。関節が自由に動かなかったり、筋肉が麻痺しているなどの症状があり、治療上マッサージが必要と認められれば後期高齢者医療制度の対象となります。

！医療費の適正化にご協力ください

医療費は、みなさまの保険料や自己負担でまかなわれています。医療費が正しく使われないと、みなさまの家計や保険財政を圧迫してしまいます。

柔道整復師などの請求の中には、後期高齢者医療制度の対象とならない施術の請求や架空請求・水増し請求といった不適切な請求が残念ながら一部見受けられます。みなさま一人ひとりが後期高齢者医療制度の使える範囲を正しく理解し、適切に治療することが医療費の適正化につながります。

みなさまに納めていただいた保険料を適正に使用するために、施術内容等を文書により確認させていただく場合があります。ご協力ください。

R80 VEGETABLE OIL INK
環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
KH051240−Q20